

平成 16 年及び平成 22 年刑法等改正の概要（附帯決議を含む）

1 平成 16 年刑法等改正の概要及び同改正案に対する附帯決議

◇ 改正の概要

(刑法)

強制わいせつ罪・強姦罪・強姦致死傷罪の法定刑の見直し等

- 強制わいせつ罪 6 月以上 7 年以下の懲役 → 6 月以上 10 年以下の懲役
- 強姦罪 2 年以上 15 年以下の懲役 → 3 年以上 20 年以下の懲役
- 強姦致死傷罪 無期・3 年以上 15 年以下の懲役 → 無期・5 年以上 20 年以下の懲役
- 集団強姦等罪・集団強姦等致死傷罪の新設
 - （ 集団強姦等罪 4 年以上 20 年以下の懲役
 - 集団強姦等致死傷罪 無期・6 年以上 20 年以下の懲役

有期刑の法定刑又は処断刑の見直し

- 有期刑の法定刑の上限 15 年→20 年
- 加重事由がある場合（処断刑）の上限 20 年→30 年
- 死刑・無期刑から有期刑に減輕した場合の有期刑の上限 15 年→30 年

強盗致傷罪の法定刑の見直し

- 強盗致傷罪 無期・7 年以上 15 年以下の懲役 → 無期・6 年以上 20 年以下の懲役

(刑事訴訟法)

公訴時効期間の見直し

- 死刑に当たる罪 15 年→25 年
- 無期懲役・禁錮に当たる罪 10 年→15 年
- 長期 15 年以上の懲役・禁錮に当たる罪 10 年（新設）

◇ 附帯決議（衆議院法務委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1～3 略

- 4 性的自由の侵害に係る罰則の在り方については、強盗罪等の法定刑の適正化を図りつつ、それらとの権衡を考慮し、さらに検討に努めること。

◇ 附帯決議（参議院法務委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1～3 略

- 4 性的自由の侵害に係る罰則の在り方については、被害の重大性等にかんがみ、さらに検討すること。

5 略

2 平成22年刑法及び刑事訴訟法改正の概要及び同改正案に対する附帯決議

◇ 改正の概要

(刑事訴訟法)

人を死亡させた罪の公訴時効の改正

- 人を死亡させた罪であって死刑に当たるもの → 公訴時効の対象から除外
(改正前の公訴時効期間は25年)
- 人を死亡させた罪であって以下の刑に当たる罪の公訴時効期間
 - ① 無期の懲役・禁錮に当たる罪 → 30年(改正前は15年)
 - ② 長期20年の懲役・禁錮に当たる罪 → 20年(改正前は10年)
 - ③ 上記①及び②に掲げる罪以外の懲役・禁錮に当たる罪 → 10年(改正前はおおむね5年)

◇ 附帯決議(衆議院法務委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1～3 略

4 性犯罪やひき逃げ事案等、人を死亡させた犯罪以外の犯罪についても、事案の実態や犯罪被害者等を含めた国民の意識を十分に踏まえつつ、公訴時効を含めた処罰の在り方について更に検討すること。

5, 6 略

◇ 附帯決議(参議院法務委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1～4 略

5 性犯罪については、被害者等の声を十分に踏まえつつ、罰則の在り方及び公訴時効期間について更に検討すること。

6 略